

(平成26年7月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 24 件 |
| 厚生年金関係                        | 24 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 21 件 |
| 厚生年金関係                        | 21 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年11月1日まで

A社に入社後、昭和46年10月1日に同社の事業の一部を独立させる形でB社が発足したのに伴い同社に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中も継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社の元事業主及び複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務していたと認められる。

また、元同僚は、「A社に昭和46年9月30日まで勤務し、同年10月1日に設立されたB社に申立人を含む28人の従業員が移籍した。給与については、同年9月分はA社から、同年10月分はB社から支給され、厚生年金保険料も控除されていた。」としており、同人から提出のあった申立期間に係る給料支払明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和46年9月30日まではA社に、同年10月1日からB社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和46年8月及びB社に係る同年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

一方、B社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所

となったのは昭和46年11月1日であり、申立期間においては適用事業所となっていないが、同社は法人事業所であり、「A社の電子計算機部の28人全員がB社に異動した。」と同社の元事業主等が供述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成16年8月31日に適用事業所ではなくなっており、C社は、納付を確認できる関連資料が現存せず不明としているが、A社における資格喪失日については、事業主が同社における資格喪失日を昭和46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たと考えられ、かつ、B社における資格取得日については、同年10月1日において同社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、両事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、35万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日  
A社に勤務している期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。当時の給与(賞与)振込に使用していた預金通帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年7月13日支給の賞与明細書から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、35万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 12 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 2 日

年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間の標準賞与額の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事関連業務を管掌するB社から提出された平成 17 年下期賞与に係る支給明細書及び管轄年金事務所作成の厚生年金保険標準賞与額決定通知書から、申立人は、同年 12 月 2 日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、12 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月は7万2,000円、同年10月は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年11月1日まで

A社に入社後、昭和46年10月1日に同社の事業の一部を独立させる形でB社が発足したのに伴い同社に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中も継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社の元事業主及び複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務していたと認められる。

また、元同僚は、「A社に昭和46年9月30日まで勤務し、同年10月1日に設立されたB社に申立人を含む28人の従業員が移籍した。給与については、同年9月分はA社から、同年10月分はB社から支給され、厚生年金保険料も控除されていた。」としており、同人から提出のあった申立期間に係る給料支払明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和46年9月30日まではA社に、同年10月1日からB社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和46年8月及びB社に係る同年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年9月は7万2,000円、同年10月は8万円とすることが妥当である。

一方、B社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所

となったのは昭和46年11月1日であり、申立期間においては適用事業所となっていないが、同社は法人事業所であり、「A社の電子計算機部の28人全員がB社に異動した。」と同社の元事業主等が供述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成16年8月31日に適用事業所ではなくなっており、C社は、納付を確認できる関連資料が現存せず不明としているが、A社における資格喪失日については、事業主が同社における資格喪失日を昭和46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たと考えられ、かつ、B社における資格取得日については、同年10月1日において同社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、両事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録を、平成16年12月25日は147万1,000円、17年12月25日は149万8,000円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①、②及び③に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間①及び②については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日  
② 平成17年12月25日  
③ 平成19年12月26日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準賞与額が実際の賞与額と相違している。各申立期間の給料支払明細書（賞与）及び特別賞与（明細書）を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書（賞与）及び特別賞与（明細書）並びにA社の経理担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、上記給料支払明細書等において確認できる保険料控除額から、平成16年12月25日は147万1,000円、17年12月25日は149万8,000円、19年12月26日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間③に係る賞与の届出を政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出しておらず、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間①及び②については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日は30万円、16年7月16日は25万円、18年7月19日は30万円、同年12月20日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成16年7月16日  
③ 平成16年12月10日  
④ 平成17年12月10日  
⑤ 平成18年7月19日  
⑥ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑤及び⑥について、申立人から提出された賞与明細書、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」、同社の複数の従業員から提出された賞与明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は30万円、申立期間②は25万円、申立期間⑤は30万円、申立期間⑥は60万円）に基づく厚生年金

保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③及び④について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、上記手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日は50万円、16年7月16日は35万円、18年7月19日は40万円、同年12月20日は85万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成16年7月16日  
③ 平成16年12月10日  
④ 平成17年7月10日  
⑤ 平成17年12月10日  
⑥ 平成18年7月19日  
⑦ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑥及び⑦について、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」、同社の複数の従業員から提出された賞与明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は50万円、申立期間②は35万円、申立期間⑥は

40 万円、申立期間⑦は 85 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③、④及び⑤について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成 16 年 12 月度及び 17 年 12 月度の給与明細書によると、上記手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」からは、申立期間③、④及び⑤におけるA社からの振込記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③、④及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日は40万円、16年7月16日は25万円、18年7月19日は30万円、同年12月20日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成16年7月16日  
③ 平成16年12月10日  
④ 平成17年7月10日  
⑤ 平成17年12月10日  
⑥ 平成18年7月19日  
⑦ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑥及び⑦について、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」及び同社の複数の従業員から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は40万円、申立期間②は25万円、申立期間⑥は30万円、申立

期間⑦は 50 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③、④及び⑤について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、上記手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、B市から提出された申立人に係る「所得・課税証明書」における平成17年所得分の社会保険料額は、オンライン記録で確認できる申立人の各月における標準報酬月額から算出した社会保険料額と上記手当一覧に記載された平成17年7月及び同年12月の賞与額から算出した雇用保険料のみの額との合計額とおおむね一致することが確認できることから、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③、④及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日は30万円、16年7月16日及び18年7月19日は25万円、同年12月20日は53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成16年7月16日  
③ 平成16年12月10日  
④ 平成17年12月10日  
⑤ 平成18年7月19日  
⑥ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑤及び⑥について、申立人から提出された賞与明細書、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」、同社の複数の従業員から提出された賞与明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は30万円、申立期間②及び⑤は25万円、申立期間⑥は53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主に

より賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③及び④について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、上記手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日、16年7月16日及び18年7月19日は20万円、同年12月20日は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成16年7月16日  
③ 平成16年12月10日  
④ 平成17年12月10日  
⑤ 平成18年7月19日  
⑥ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑤及び⑥について、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」及び同社の複数の従業員から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①、②及び⑤は20万円、申立期間⑥は38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③及び④について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおり賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、上記手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 10 日

A事業所は、平成 20 年 12 月に支払った賞与に係る届出を行っていなかったことから、26 年 2 月 26 日に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は年金給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成 20 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年冬の賞与明細によると、申立人は、同年 12 月 10 日に同事業所から 40 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成22年7月1日に、資格喪失日に係る記録を23年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年7月1日から23年4月1日まで  
A社で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、間違いなく同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された出勤簿及び雇用保険の加入記録により、申立人が平成22年7月1日に被保険者資格を取得し、23年3月31日に離職していることが確認できることから、申立人が申立期間にA社で勤務していたと認められる。

また、事業主から提出された給与合計表によると、平成22年7月及び同年8月については報酬月額に見合う保険料が翌月支給の給与からそれぞれ控除され、同年9月から23年2月までについては報酬月額に見合う保険料より多い額の保険料が翌月支給の給与からそれぞれ控除されているところ、同年3月の保険料控除については確認できない。これについて事業主は、同年3月支給の給与で、同年2月及び同年3月の保険料と22年9月から23年1月までの5か月分の過剰に控除した保険料を調整のうえ支給した旨供述しているところ、上記給与合計表及び同年3月支給の給与明細により、同年2月及び同年3月の保険料並びに過剰に控除した保険料を調整していることが確認できることから、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給与合計表等において確認できる支給総額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所へ提出していないことを認めていることから、年金事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和63年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社と同一企業内の事業所であるC社への異動はあったものの、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社及びC社から提出のあった人事異動の資料から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和63年7月1日に同社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和63年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立てに係る資格喪失日を昭和63年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は9万9,000円、同年7月31日は59万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月  
② 平成17年7月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②において賞与がそれぞれ支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する申立期間①及び②に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②における賞与の支払日については、上記賞与明細書に記載は無く不明である上、申立人の支給日に関する証言等も得られないことから、それぞれ賞与明細書に記載された支給年月の末日（申立期間①は平成17年4月30日、申立期間②は同年7月31日）とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年4月30日は9万9,000円、同年7月31日は59

万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料は無く、担当者も退職しているため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月30日は9万9,000円、同年7月31日は62万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月  
② 平成17年7月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②において賞与がそれぞれ支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する申立期間①及び②に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②における賞与の支払日については、上記賞与明細書に記載は無く不明である上、申立人の支給日に関する証言等も得られないことから、それぞれ賞与明細書に記載された支給年月の末日（申立期間①は平成17年4月30日、申立期間②は同年7月31日）とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年4月30日は9万9,000円、同年7月31日は62

万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料は無く、担当者も退職しているため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月1日から同年4月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社B営業所から同社本社に異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC会から提供を受けた申立人に係る在籍情報から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和41年3月1日に同社B営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年4月の事業所別被保険者名簿の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成16年7月10日の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与明細書を提出するので、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る賞与支給日については、A社の事業主の供述から平成16年7月10日とすることが相当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び賃金台帳において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から21年9月1日まで  
② 昭和26年8月1日から同年12月1日まで

大正15年4月にA社に入社し、昭和43年3月31日に退職するまで継続して勤務した。申立期間①及び②についても、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録並びにA社から提出された申立人に係る在籍証明書及び経歴書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和26年8月1日に同社C支店から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和26年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かに

については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から 21 年 6 月 25 日までについて、上記在籍証明書及び経歴書並びに D 県から提出された軍歴等証明書から判断すると、申立人は、A 社 E 支店に在籍（昭和 19 年 4 月 10 日に陸軍入隊、同年 7 月 6 日に除隊及び 20 年 6 月 14 日に陸軍入隊、21 年 6 月 25 日復員）していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時、労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用範囲は「内地」である現在の日本国内に限られており、「外地」である F 国に所在した A 社 E 支店については、同法の適用対象外であったことが確認できる。

また、当時の外地法人に勤務する者の厚生年金保険の取扱いによると、従前の日本国内での使用関係を存続し、給与も同じ国内の事業所から支払を受けるという措置が講じられている場合においては、労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用区域外である外地に転勤した場合においても、引き続き被保険者として取り扱うことに支障は無いとされていたところ、A 社には、上記経歴書以外に申立人の当該期間に係る資料の保管は無いため、給与の支払について確認できないが、申立人の妻は、給料の支払について、同社 E 支店から支給されていたと供述している。

さらに、A 社は、厚生年金保険法施行により昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できることから、上記経歴書により、申立人が同社 E 支店に異動する前に在籍していた同社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は記載されておらず、日本国内において被保険者とされていた形跡は見当たらない。

次に、申立期間①のうち、昭和 21 年 6 月 25 日から同年 9 月 1 日までについて、上記経歴書により、申立人は、同年 6 月 25 日に外地から復員し、同年 7 月に A 社 G 支店に異動していたことが認められる。

しかしながら、A 社 G 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に昭和 21 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる従業員 5 人のうち、人事記録の確認できた従業員一人は、同日以前に、同社同支店へ異動していたことが確認できる。

また、A 社は、申立人の当時の身分及び厚生年金保険の取扱いについては不明としているものの、厚生年金保険に加入させていない従業員から保険料を控除することは考え難い旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には衛生管理者として申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社で社会保険手続の担当をしていた従業員は、当時の同社の取扱いとして、月末の退職者には当該月の厚生年金保険の加入の意思を本人に確認しており、月末の退職を希望した者については当該月の保険料を給与から控除していたが、申立人の場合、雇用保険の離職日が昭和42年2月28日となっているのであれば、本人が月末の離職を希望した結果であり、当該月の保険料は給与から控除していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成3年12月1日から4年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成4年10月1日から5年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、4年10月は41万円、同年11月は44万円、同年12月及び5年1月は41万円、同年2月から同年4月までは38万円、同年5月は41万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間②のうち、平成16年6月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月から5年5月まで及び16年6月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月1日から6年8月1日まで  
② 平成15年9月1日から16年7月1日まで

A社に勤務した申立期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給された給与の額に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、申立人の平成3年12月から4年2月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、44万円と記録されていた。

しかしながら、平成4年3月3日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年12月に遡って9万8,000円に引き下げられている上、A社の事業主及び他の6人の標準報酬月額についても4年3月3日付けで遡って減額訂正されているほか、他の4人の標準報酬月額の記録についても、資格取得時に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は、経営状況が苦しい時期であり、保険料納付について社会保険事務所と相談した記憶がある旨供述していることから、A社には厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成4年3月3日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年12月から4年9月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成4年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間①のうち、平成4年10月から5年5月までの期間については、B信用金庫から提出された申立人に係る「普通元帳」により、申立人は、当該期間において、A社からオンライン記録の標準報酬月額を上回る額が給与として振り込まれていることが確認又は推認できる。

さらに、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われた従業員が保有する当該期間に係る給与明細書によれば、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、遡及訂正前に記録されていた平成4年9月の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、申立人についても同様であったものと推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記「普通元帳」の給与の振込額を基に算出した報酬月額又は保険料控除額から、平成4年10月は41万円、同年11月は44万円、同年12月及び5年1月は41万円、同年2月から同年4月までは38万円、同年5月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成5年6月から同年11月までの期間については、上記「普通元帳」から給与の振込みが確認できず、同年12月から6年7月までの期間については、給与の振込みは確認できるものの、申立人は当該期間に係る報酬月額及

び保険料控除額を確認できる資料を保有していない。

また、A社は、当該期間の資料を保管していない上、担当者も退職しており、当時の状況を知る者もないことから不明である旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②のうち、平成 16 年 6 月については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に相当する額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額は、上記賃金台帳により確認できる保険料控除額から、44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

他方、申立期間②のうち、平成 15 年 12 月から 16 年 5 月までの期間については、上記賃金台帳から、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成 15 年 9 月から同年 11 月までの期間については、上記「普通元帳」により、給与の振込みは確認できるものの、申立人は当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料を保有していない。

さらに、A社は、当該期間の資料を保管していない上、担当者も退職しており、当時の状況を知る者もないことから不明である旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 9 月 6 日は 95 万 2,000 円、19 年 2 月 27 日は 142 万 8,000 円、同年 9 月 20 日は 139 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 9 月 6 日  
② 平成 19 年 2 月 27 日  
③ 平成 19 年 9 月 20 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、当該賞与について2年以内に届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 18 年度及び 19 年度の賃金台帳並びに同社を担当する社会保険労務士から提出された申立期間の賞与に係る内訳書（以下「賃金台帳等」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳等において確認できる保険料控除額から、平成18年9月6日は95万2,000円、19年2月27日は142万8,000円、同年9月20日は139万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 9 月 6 日は 95 万 2,000 円、19 年 2 月 27 日は 142 万 8,000 円、同年 9 月 20 日は 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 9 月 6 日  
② 平成 19 年 2 月 27 日  
③ 平成 19 年 9 月 20 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、当該賞与について2年以内に届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 18 年度及び 19 年度の賃金台帳並びに同社を担当する社会保険労務士から提出された申立期間の賞与に係る内訳書（以下「賃金台帳等」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳等において確認できる保険料控除額から、平成18年9月6日は95万2,000円、19年2月27日は142万8,000円、同年9月20日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 9 月 6 日は 114 万 2,000 円、19 年 2 月 27 日は 142 万 8,000 円、同年 9 月 20 日は 139 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 9 月 6 日  
② 平成 19 年 2 月 27 日  
③ 平成 19 年 9 月 20 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、当該賞与について2年以内に届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 18 年度及び 19 年度の賃金台帳並びに同社を担当する社会保険労務士から提出された申立期間の賞与に係る内訳書（以下「賃金台帳等」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳等において確認できる保険料控除額から、平成18年9月6日は114万2,000円、19年2月27日は142万8,000円、同年9月20日は139万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 9 月 6 日及び 19 年 2 月 27 日は 142 万 8,000 円、同年 9 月 20 日は 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 9 月 6 日  
② 平成 19 年 2 月 27 日  
③ 平成 19 年 9 月 20 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、当該賞与について2年以内に届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 18 年度及び 19 年度の賃金台帳並びに同社を担当する社会保険労務士から提出された申立期間の賞与に係る内訳書（以下「賃金台帳等」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳等において確認できる保険料控除額から、平成18年9月6日及び19年2月27日は142万8,000円、同年9月20日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年11月26日まで  
A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額に見合う標準報酬月額と相違している。標準報酬月額を減額する届出を自分で行ったことはないので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年11月26日より後の8年3月5日付けで、遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記遡及減額訂正処理日において同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、上記遡及減額訂正が行われた時期は別の事業所に勤務していたので、自分は当該処理に関与しておらず、社会保険事務所（当時）が無断で行ったと思う旨供述しているが、一方で、社会保険事務に係る責任者は自分であり、会社の代表者印を管理していた旨供述しており、A社の元従業員も、会社の代表者印を管理し、社会保険事務の権限を有していたのは申立人であった旨供述している。

さらに、A社の社会保険の手続を代行したとする社会保険労務士は、「申立人の標準報酬月額が遡及減額訂正処理されたことは知らないが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時期において、会社の代表者印を管理し、社会保険事務の権限を有していたのは申立人であった。社会保険事務所が申立人の知らないところで申立人の標準報酬月額を遡って減額処理したとは考えにくい。」旨供述している。

加えて、A社の経理や社会保険事務は、申立人の親族が行っていたとの元従業員等の供述もあるが、その親族から事情を聴取することができない。

以上のことから、社会保険事務所が、申立人又は経理担当者等の事業所関係者の一切の関与も無しに、無断で上記遡及減額訂正処理を行ったと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた行為については責任を負うべきであり、当該行為の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 11 月 8 日から 23 年 3 月 31 日まで  
申立人が A 大学 (現在は、B 大学) C 学部に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。在職証明書等を提出するので、調査してほしい。  
(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A 大学 C 学部を承継する B 大学 D 学部から提出された申立人に係る人事記録及び申立人の子から提出された在職証明書等から、申立人は、申立期間において A 大学 C 学部に勤務していたことが認められる。

しかしながら、女子職員が厚生年金保険の被保険者として適用されたのは、昭和 19 年 10 月 1 日以降であり、申立期間のうち、18 年 11 月 8 日から 19 年 9 月 30 日までの期間については、申立人は、厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 30 年 3 月 1 日からであり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、B 大学 D 学部は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料は見当たらない旨回答している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳 (昭和 17 年から 32 年 9 月 30 日までの間、被保険者記録管理に用いられていた紙台帳) の記録は見当たらないほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日  
年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間の標準賞与額の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及び同社の人事関連業務を管掌するB社は、申立人の申立期間に係る賞与の支払及び届出等について不明である旨回答している。

また、A社が加入するC健康保険組合によると、同社から提出された平成17年12月の賞与支払届を保管しているが、その中に申立人の記録は見当たらない旨回答している。

さらに、申立人が記憶する申立期間当時の給与振込銀行から、申立期間に係る取引明細書の提出があったが、申立期間を含む平成17年12月において賞与と見られる入金取引は確認できない上、申立人の居住地を管轄する市役所に申立人に係る平成17年分課税資料の提出を求めたが、保存期間経過のため既に廃棄済みであるとしており、A社から申立人に対して賞与が支給されたことを確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日  
② 平成 17 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、申立人及び複数の従業員から提出された平成 16 年 12 月度及び 17 年 12 月度の給与明細書によると、当該手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、B市から提出された申立人の課税元金額情報における平成 17 年分の社会保険料額は、オンライン記録で確認できる申立人の各月の標準報酬月額から算出した社会保険料額と上記手当一覧に記載された平成 17 年 12 月の賞与額から算出した雇用保険料のみの額との合計額とおおむね一致することが確認できることから、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 11 月まで  
② 平成 8 年 9 月から 10 年 12 月まで

タクシー運転手として、A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務した申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①に係る雇用保険の加入記録では、A社とは別の事業所において平成元年8月28日から同年11月20日までの記録は確認できるが、A社における申立期間①に係る勤務を確認することができない。

また、A社は、申立期間①当時の資料は処分しており、当時の担当者も分からないため、当時の取扱い、申立人の勤務実態、届出及び保険料控除について、全て不明である旨回答していることから、申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、A社敷地内の寮に住んでいたとしているが、当該寮の居住者を記憶していない上、同社における上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間①において、同社に厚生年金保険被保険者記録のある元従業員 27 人に、申立人の勤務状況等について照会したところ、18 人から回答があり、そのうち寮に住んでいた者もいたが、申立人を記憶している者はいないため、申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、A社が加入していたC厚生年金基金は、申立期間①における申立人の基金加入履歴は無いと回答している。

2 申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②のうち、平成9年2月21日から10年2月20日までB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、申立人の勤務状況及び保険料控除等について、申立期間②当時の書類は残っていないため、全て分からないと回答している。

また、申立人は、B社敷地内にある寮に住んでいたとしているが、当該寮の居住者を記憶していない上、同社における上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間②において、同社に厚生年金保険被保険者記録のある元従業員 22 人に、申立人の勤務状況等について照会したところ、12 人から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、上記回答者のうちの一人は、「社員でも雇用保険だけ入って社会保険は入らない人がいた。」と回答している。

さらに、B社が加入していたC厚生年金基金は、申立期間②における申立人の基金加入履歴は無いと回答している。

加えて、雇用保険支給台帳によると、申立人は、平成 10 年 2 月 20 日にB社を離職した後の同年 10 月 5 日に、公共職業安定所に求職の申込みを行い、同日に基本手当の受給資格が決定されていることが確認できる。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東東京厚生年金 事案 25377 (事案 21274 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月から32年1月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、期間は明確に特定できないが、申立期間に同社で勤務していたことは推認できるものの、被保険者名簿等の国の記録は全てオンライン記録と一致しており、事業主等から申立期間における保険料控除を確認できない等の理由から、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

今回新たに新聞記事と認定証書を提出するが、自身の技能者から技術者、更には研究者としての道の足固めをしたのがA社であったので、加入期間が8か月ということは考え難く、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間にA社で勤務していた従業員の供述から、期間は明確に特定できないが、申立人が同社で勤務していたことは推認できるところ、厚生年金保険手帳番号払出簿、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における資格取得日は、いずれも昭和32年1月5日と記録され、オンライン記録と一致していること、ii) 同社の申立期間当時の事業主に照会したが、申立人の氏名は記憶しておらず、当時の人事資料等も保管していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明と回答していること、iii) 申立期間当時、厚生年金保険の手続を担当していた3人の従業員は、死亡又は連絡先不明のため照会できないこと、iv) 複数の従業員の回答から、同社は、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入する手続を行っていたことがうかがえること、v) 申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料は見当たらないことなどから、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成23年10月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、C新聞の記事「D」（平成 15 年頃）及びE協会の認定証書「F」（平成 26 年）を新たな資料として提出し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと主張している。

しかし、上記の資料はいずれも申立期間後の資料であり、当該資料からは、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除はうかがえない。

以上のことから、今回提出のあった新たな資料については、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 6 日から 47 年 6 月まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 45 年 6 月に入社し、同社が経営するBにあるレストランに 2 年間ほど勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社が経営するレストランに調理担当として勤務していたと申し立てているところ、申立人が記憶している同僚及び従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 1 月 1 日であり、申立期間のうち、45 年 6 月 6 日から同年 12 月 31 日までは厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は昭和 49 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の代表取締役及び申立人が記憶している上司の住所が不明であることから、申立人の申立期間における勤務状況、雇用形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人及び複数の従業員が記憶しているA社の調理部門の総責任者については、複数の従業員が昭和 45 年頃には同社のレストランに勤務していたと供述しているものの、被保険者資格の取得は 47 年 10 月 1 日であることが確認できる上、同社の衣料部門の店長は「当時、飲食部門には厚生年金保険に加入しない従業員がいた。」旨供述している。

加えて、申立人及び昭和 46 年 4 月にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が記憶しているレストランの調理担当で「先輩だった。」とする 3 人の

従業員の中の1人は、47年1月1日に被保険者資格を取得している上、他の2人の氏名は同社に係る事業所別被保険者名簿において確認できない。

これらのことから、A社では、必ずしも従業員全員が入社と同時に厚生年金保険に加入していたわけではなく、また加入していなかった従業員もいたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東東京厚生年金 事案 25380 (事案 14626 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月頃から 45 年 10 月頃まで  
② 昭和 45 年 10 月頃から 47 年 9 月頃まで

A社に勤務した申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができない旨の通知があったが、当該判断に納得できない。

今回、申立期間①及び②当時におけるそれぞれの同僚の名前を思い出したので、再度調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社の同僚の記憶から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはいくつかあるが、同社は当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、既に年金記録確認D地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 2 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、記憶する当時の同僚一人の名前を挙げ、再度調査をしてほしい旨申し立てている。

しかしながら、申立人が記憶する当該同僚の連絡先は不明であり、当時の状況を確認することはできず、そのほかに年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

なお、A社に係る事業所別被保険者名簿において、当該同僚と同じ姓の者を確認することができるが、同氏は、申立期間①において同社の厚生年金保険の被保険者となっていない。

このため、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②に係る申立てについては、B社の同僚及び従業員の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるが、申立人の同社における雇用保険、E健康保険組合及びF厚生年金基金のそれぞれの加入記録は、申立人の厚生年金保険被保険者加入記録と符合しており、申立期間②における加入記録は確認できない上、同社は、申立期間②当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、既に年金記録確認D地方第三者委員会の決定に基づき平成 23 年 2 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、記憶する当時の同僚一人の名前を新たに挙げ、再度調査をしてほしい旨申し立てている。

しかしながら、申立人が記憶する当該同僚の連絡先は不明であり、当時の状況を確認することはできず、そのほかに年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

なお、B社に係る事業所別被保険者名簿において、当該同僚の氏名と一字相違する者を確認できることから、同氏に申立人についての照会を行ったが、同氏は申立人の記憶は無いとしている。

このため、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月1日から31年1月1日まで  
② 昭和31年1月1日から36年10月1日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年10月1日の前後各3年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する6名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、当該6名全員に支給記録が確認でき、そのうち5名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和36年10月23日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月2日から40年5月31日まで  
脱退手当金が支給されたとする日はA県の実家に帰っており、B県には居なかった上、脱退手当金を支給したとする社会保険事務所(当時)の場所も知らず、脱退手当金をどのようにして受け取ったのかの記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたC社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年5月31日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する43名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む41名に支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされており、同一日に支給決定されている者が複数確認できることから、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年8月24日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、「脱退手当金の支給決定日には、A県の実家に帰っており、B県には居なかった上、脱退手当金を支給したとする社会保険事務所の場所も知らなかった。」と主張しているが、脱退手当金の受給については居住地近くの金融機関において受け取ることが可能であったことから、申立人が脱退手当金を受け取ることができなかったとは言えず、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見

当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から同年10月1日まで

A社には昭和30年8月2日から勤務したが、31年2月頃解雇されたため、B地方裁判所に地位保全の仮処分を申請し、その後、和解により申立期間に係る賃金が支払われ、その中から保険料が控除されたが申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る失業保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は昭和31年2月29日に同社を離職していることが確認できる。

また、A社は、申立人に係る人事記録及び賃金台帳を保存していないとしており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、地位保全の仮処分申請に係る裁判資料（和解調書）を保有しておらず、A社は、申立人に係る裁判資料を保有していないとしている上、同社の顧問弁護士も当時の引継資料は無いと回答していることから、申立人が主張しているA社との厚生年金保険料の取扱い等に関する和解内容について確認することができない。

なお、B地方裁判所は、民事に係る和解調書の保存期間は30年間と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月から 45 年 5 月まで  
② 昭和 45 年 10 月から 50 年 12 月まで  
③ 昭和 51 年 8 月から平成 15 年 12 月まで

A社（現在は、B社）が経営していたと思われるC地区にあったD店に勤務していた申立期間①、E地区にあった喫茶店に勤務していた申立期間②及びF社G営業所に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、D店が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できないところ、オンライン記録及び商業・法人登記簿謄本から当該事業所名と類似するH社が確認できる。同社の代表取締役は、「C地区において喫茶店を始めたのは昭和 33 年からだと思う。」と回答していることから、申立人の主張する、D店は、H社が経営する喫茶店と考えられる。また、当該事業主は「当該喫茶店は、既に代替わりしており、当時の資料は何も残っていないため、D店及び申立人の勤務等については不明である。現在の会社になったのは昭和 42 年であるが、そのときには喫茶店は経営していなかった。」と回答している。

また、H社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 8 年 5 月 1 日であり、同社は、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、同社の代表取締役は、「当時、H社は厚生年金保険の適用事業所になっていないので、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはないと思う。」と回答している。

なお、申立人が、D店はA社が経営していたと思われると供述しているところ、同社を承継したB社は、「当時、A社が喫茶店を経営していたか否かについて、確認で

きる資料が無いことから不明である。」と回答している。

- 2 申立期間②について、申立人は、E地区にあったビルの2階で営業していた喫茶店に勤務していたと申し立てているが、喫茶店の名称及び事業主等の氏名は記憶していないとしている。

このため、申立人が記憶している喫茶店の所在地に現存するビルを管理しているI社に照会したところ、「当時のことを確認できる資料が無いため、申立期間②当時のビルの状況については不明である。」と回答していることから、当該喫茶店について確認することができない。

また、申立人に対し、昭和47年4月13日に国民年金の手帳記号番号が払い出されており、申立人は、申立期間②のうち49年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、F社の営業所に勤務していたと申し立てているところ、同社の元営業所長及び同僚の供述から、申立期間③の大半において、申立人が当該営業所において、販売業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、F社は、「申立人のようなJ職（セールス）は、Kの販売を委託され、売れた物に対し歩合手数料を受け取るため、当社とは直接雇用関係は無く、個人事業主に該当する。したがって、当社で厚生年金保険の加入手続を行い、報酬から厚生年金保険料を控除することはない。」旨回答している。

また、上記元営業所長も「F社の販売員（セールス）は歩合制で手数料をもらうだけであり、厚生年金保険には加入しておらず、報酬から厚生年金保険料が控除されることはない。」旨供述している。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、上記元営業所長及び申立人が記憶する同僚の氏名は見当たらない。

加えて、前述のとおり、申立人には、昭和47年4月13日に国民年金の手帳記号番号が払い出されており、申立期間③のうち55年1月から62年3月までの期間及び63年4月から平成10年12月までの期間は国民年金保険料を申請により免除されていることが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月16日から20年8月30日まで  
年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせにより、昭和18年5月26日から19年3月15日までの期間について申立人が労働者年金保険に加入している可能性がある年金記録が見付かった。当該期間の事業所名の確認のため、申立人の遺品を整理していたところ、A社及びB社が交付した辞令が見付かり、当該期間については、A社に勤務していた期間の労働者年金保険の加入期間と判明した。しかし、その後の申立期間については、加入記録の確認ができなかった。B社が同年12月1日に交付した辞令から申立人の勤務が確認できるので、A社及びB社が労働者年金保険（同年10月1日以降は厚生年金保険）の適用事業所となっている期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社における同僚の証言並びに申立人の子から提出のあった複数の辞令により、申立人が申立期間において両社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和19年3月16日から同年9月30日までの期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法の適用対象は、工業、鉱業等の事業所に勤務する男子筋肉労働者のみとされているところ、上述の同僚は、「私は、旋盤工として通信機の部品を作っていたが、申立人は、現場仕事ではなく、事務系の管理職的な仕事をしていた。」と回答している上、申立人の子から提出のあった辞令では、申立人は、同年3月1日にA社の検査部運転係員から検査部検査課運転検査係長に昇格していることが確認できることから判断すると、申立人は、既に同日には労働者年金保険の適用を受けない管理事務に従事する職員となっていたと

考えられ、同社が新たに同年3月16日付けで労働者年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は同年3月15日をもって被保険者資格を喪失したものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月30日までの期間については、19年10月1日に施行された厚生年金保険法の適用期間となり、同法の適用対象には、事務職員も含まれることとなるため、申立人についても同法の適用を受けるものと考えられるが、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日と同じ昭和19年3月15日に被保険者資格を喪失している者が31人おり、このうち申立事業所のA社C工場（同年6月13日にB社に適用事業所名変更）に係る被保険者名簿から、同社が新たに適用事業所となった同年3月16日に被保険者資格を再取得した者23人を除く8人については、申立人と同様に再取得の記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 20 日  
② 平成 16 年 12 月 20 日

年金事務所からお知らせが届き、A社において勤務した期間に支給された賞与の記録が無いことを知った。賞与が支給され、保険料が控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社から賞与が支給され、当該賞与に基づく厚生年金保険料が控除されたと申し立てているが、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できないことから、同社に照会したところ、「当時の資料は全て処分している。」と回答しており、申立人の申立期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の顧問である会計事務所に照会したところ、「当社は、法人の決算書を委託されており、給与計算は会社の方でやっているの、分からない。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から33年6月17日まで  
約2年前に同僚と自分の年金記録を見比べたとき、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の記録が未加入となっていることに初めて気付いた。しかし、B社を退職後、期間を空けずに昭和31年5月1日からA社に入社したので、申立期間についても、同社の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の従業員に照会したが、回答のあった者から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立人は、同僚と一緒にB社を退職し、期間を空けずにA社に入社した旨主張しているが、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる当該同僚のA社における被保険者資格の取得日は、B社における被保険者資格の喪失日の1年以上後になっていることから、申立人の主張と相違している。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 1 日から 56 年 9 月 15 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、営業事務として申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 57 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は、当時の資料が無く、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明であるとしている。

また、A社における申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、申立期間当時の申立人の上司及び同僚等に確認するために、調査を始めたところ、申立人から、これらの者の調査を含めて、これ以上の調査を希望しない旨の申出があったことから、申立人の申立期間に係る勤務等について確認することができない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和 53 年 3 月 1 日から 54 年 7 月 31 日までの期間及び 56 年 10 月 15 日から 59 年 10 月 15 日までの期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 48 年 4 月から同年 11 月まで  
③ 昭和 49 年 6 月から 50 年 7 月まで

申立期間①はA局に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、A局における同僚及び従業員の供述から、申立人は、当該期間において、同局に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A局は、申立期間①当時、厚生年金保険と雇用保険は一緒に加入させていたと思われる旨供述しており、申立人も同局で勤務する際に同様の説明を受けた旨供述しているところ、申立期間①に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、上記同僚及び従業員のA局における厚生年金保険の被保険者期間には、雇用保険の加入記録が確認できる。

さらに、A局から提出のあった社会保険台帳には、申立人の申立期間①に係る社会保険の加入記録の記載は見当たらないところ、同局は、当該台帳に記載が無いということは、給与から厚生年金保険料の控除は行っていないと考えられると供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る勤務及び厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 2 申立期間②について、B社の後継会社であるD社は、当該期間当時の事業主は既に

亡くなっている上、当該期間に係る書類も残存していないので、申立人の勤務状況等について、不明である旨回答している。

また、B社の厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる従業員は、申立人のことを記憶していない上、申立人の同社における雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人の同社における勤務状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る勤務及び厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、C社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無い上、申立人は、同社の事業主及び従業員の姓を記憶しているものの、これらの者は連絡先が不明のため、申立人の勤務状況及び同社の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③に係る勤務及び厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年5月1日まで  
A社に在籍し、派遣先で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、平成6年12月15日、7年1月13日、同年2月15日、同年3月15日及び同年4月14日に、A社からの振込みが確認できる。

しかし、平成7年にA社の営業権を取得したとするB社は、当時の資料が無く、当時の事務担当者も在籍していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料控除については分からないと回答している。

また、A社に係る閉鎖事項全部証明書において確認できる申立期間当時の代表取締役を含む取締役4人全員に照会したところ、代表取締役を除く3人から回答があり、うち一人は、申立人を記憶しているものの、申立期間における保険料控除については分からない旨回答している。さらに、申立人は同僚の名前を覚えていないことから、オンライン記録により、申立期間のうち平成6年11月から7年3月までの期間に同社で被保険者資格を取得し連絡先が確認できる22人に照会したところ、10人から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、うち一人は、自身は社会保険事務担当だったが、派遣社員の社会保険の取扱いについては分からない旨供述している。

加えて、回答のあった10人のうち、自身が派遣社員だったと回答した一人は、自身で国民年金保険料を払っていた派遣社員もいたようだと回答しており、別の一人は、A社の勤務期間は通算5年程度であるが、同社との派遣契約期間中に国民年金に加入していた旨供述しているところ、オンライン記録によると、同人の同社の被保険者期間は通算6か月であり、その他の期間は他社の被保険者期間である21か月を除き全て国民年

金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 6 年 1 月 31 日まで  
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与より低く記録されている。  
A社からの給与振込みが確認できる預金通帳等を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により確認できる申立期間の給与の振込額から判断すると、申立期間の報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることがうかがえるものの、A社では、申立期間当時の給与等の金額が分かる賃金台帳等は保存されておらず、申立人の保険料控除額については不明である旨回答している。

また、A社から提出された平成 5 年 10 月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、申立人から提出された平成 7 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書により確認できる社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できる給与明細書等を保有しておらず、申立期間当時、A社に勤務していた複数の従業員に照会したものの、申立期間当時の給与明細書を保有している者は確認できなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月23日から53年1月まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚及び複数の従業員の回答及び供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和50年11月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同年11月26日から53年1月は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間のうち昭和47年12月23日から50年11月26日までの期間に被保険者記録が確認できる者のうち、連絡可能な17人に照会したところ、回答のあった7人のうち3人が給与計算事務担当又は社会保険事務担当だったとして3人の名前を挙げているが、一人は既に死亡しており、一人は連絡先が不明であり、残る一人は姓のみの記憶であることから個人を特定することができず、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、雇用保険の加入記録では、申立人はB社において52年1月20日に資格取得と記録されており、A社での加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 1 日から 62 年 4 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 58 年 1 月に契約社員となり厚生年金保険に加入したので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合から提出された、申立人に係る「健保マスター喪失分」によると、申立人のA社の入社年月日は昭和 60 年 7 月 5 日と記録されていることから、申立期間のうち、同年 7 月 5 日以降の勤務が確認できる。

しかし、申立人に係る、雇用保険の加入記録、D厚生年金基金及びC健康保険組合における資格取得日は、いずれも昭和 62 年 4 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、B社の人事部総括マネージャーは、社会保険に加入していない従業員の給与から保険料を控除することは、通常考えられない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。